

## 分類区分の再編に関する意見

## 1 産業（大分類）

（計画）

類似の分類区分を、以下のように統合する。

ア 「農業」、「林業」及び「漁業」を統合する。

イ 「鉱業」及び「建設業」を統合する。

ウ 「製造業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」を統合する。

エ 「複合サービス業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」を統合する。

（平成 17 年国勢調査）

- 「鉱業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」を新たに「その他」として統合できないか。
- 分類区分の統合を行うとしても、第 1 次、第 2 次、第 3 次産業に区分できるようにした方がよいのではないか。このため、「電気・ガス・熱供給・水道業」は、第 3 次産業の中で、例えば「情報通信業」と統合することとしてはどうか。

## 2 職業（大分類）

（計画）

「保安職業従事者」、「農林漁業作業員」及び「運輸・通信従事者」を統合する。

- 職業大分類を「農林漁業関係職業」、「生産・運輸関係職業」、「販売・サービス関係職業」、「事務・技術・管理関係職業」に集約する必要があるため、統合はこの 4 分類で区分できるようにした方がよいのではないか。このため、例えば、「農林漁業作業員」を別掲とし、「運輸・通信従事者」を「生産工程・労務作業員」に、また、「保安職業従事者」を「サービス職業従事者」に統合することはできないか。

## 3 利用交通手段（平成 12 年国勢調査）

（計画）

「利用交通手段が 1 種類」について、「勤め先・学校のバス」、「ハイヤー・タクシー」、「オートバイ」及び「その他」を統合する。

- 徒歩、鉄道、バス、車、二輪などの利用交通手段の形態により分けた方がよいのではないか。例えば、「勤め先・学校のバス」を「乗合バス」に、「ハイヤー・タクシー」を「自家用車」に、「オートバイ」を「自転車」に統合することはできないか。

産業、職業及び利用交通手段の区分  
(平成12年及び平成17年国勢調査 用語の解説より)

1 産業分類

<平成17年度>

- 第1次産業 { A 農業  
B 林業  
C 漁業
- 第2次産業 { D 鉱業  
E 建設業  
F 製造業
- 第3次産業 { G 電気・ガス・熱供給・水道業  
H 情報通信業  
I 運輸業  
J 卸売・小売業  
K 金融・保険業  
L 不動産業  
M 飲食店、宿泊業  
N 医療、福祉  
O 教育、学習支援業  
P 複合サービス事業  
Q サービス業（他に分類されないもの）  
R 公務（他に分類されないもの）  
S 分類不能の産業

<平成12年度>

- 第1次産業 { A 農業  
B 林業  
C 漁業
- 第2次産業 { D 鉱業  
E 建設業  
F 製造業
- 第3次産業 { G 電気・ガス・熱供給・水道業  
H 運輸・通信業  
I 卸売・小売業、飲食店  
J 金融・保険業  
K 不動産業  
L サービス業  
M 公務（他に分類されないもの）  
N 分類不能の産業

## 2 職業分類

- A 専門的・技術的職業従事者
- B 管理的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業作業者
- H 運輸・通信従事者
- I 生産工程・労務作業者
- J 分類不能の職業

なお、報告書等では、職業大分類を4部門に集約している場合がある。

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| I 農林漁業関係職業      | G 農林漁業作業者      |
| II 生産・運輸関係職業    | H 運輸・通信従事者     |
|                 | I 生産工程・労務作業者   |
| III 販売・サービス関係職業 | D 販売従事者        |
|                 | E サービス職業従事者    |
|                 | F 保安職業従事者      |
| IV 事務・技術・管理関係職業 | A 専門的・技術的職業従事者 |
|                 | B 管理的職業従事者     |
|                 | C 事務従事者        |

## 3 利用交通手段の区分

- 1 徒歩だけ
- 2 鉄道・電車
- 3 乗合バス
- 4 勤め先・学校のバス
- 5 自家用車
- 6 ハイヤー・タクシー
- 7 オートバイ
- 8 自転車
- 9 その他